

愛媛労働局発表
平成22年12月27日

担 当	愛媛労働局職業安定部職業安定課
	課長 木田松司
	課長補佐 濱木一明
	地方職業指導官 小野博文
	電話 089-943-5221

新規学校卒業予定者の職業紹介状況について

平成23年3月新規学校卒業予定者に係る11月末現在の職業紹介状況の概要は次のとおりである。

【学歴別状況】

- 高 校
 - ・ 就職希望者数は2,476人で、前年同期に比べ0.2%(6人)減少している。
 - ・ 就職決定(内定)者は1,785人で、就職決定(内定)率は72.1%となり、前年同期に比べ1.1ポイント下回った。
- 高 専
 - ・ 就職希望者数は187人で、前年同期に比べ18.7%(43人)減少している。
 - ・ 就職決定(内定)者は181人で、就職決定(内定)率は96.8%となり、前年同期に比べ4.6ポイント上回った。
- 短 大
 - ・ 就職希望者数は594人で、前年同期に比べ10.2%(55人)増加している。
 - ・ 就職決定(内定)者は190人で、就職決定(内定)率は32.0%となり、前年同期に比べ8.8ポイント下回った。
- 大 学
 - ・ 就職希望者数は2,937人で、前年同期に比べ1.3%(38人)増加している。
 - ・ 就職決定(内定)者は1,669人で、就職決定(内定)率は56.8%となり、前年同期に比べ0.3ポイント下回った。

(参考)

- 中学新卒者の選考・採用内定期日は、次のとおりである。
平成23年1月10日以降

【就職決定(内定)状況】

学 歴	就職決定(内定)率	前年同期比
高 校	72.1%	1.1ポイント低下
高 専	96.8%	4.6ポイント上昇
短 大	32.0%	8.8ポイント低下
大 学	56.8%	0.3ポイント低下

【求人倍率】

学 歴	求人倍率	前年同期比	うち県内求人倍率	前年同期比
中 学	0.45倍	2.98ポイント低下	0.00倍	0.79ポイント低下
高 校	4.42倍	1.38ポイント低下	0.87倍	0.01ポイント上昇

【新規学校卒業予定者等のための就職支援対策】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛労働局新卒者就職応援本部構成機関等との連携による支援策の取組強化 ○ 愛媛新卒応援ハローワークにおける全国ネットワークの就職支援 ○ 新規高校卒業予定者の就職支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高卒就職ジョブサポーターを活用した未内定生徒に対する個別支援及び個別求人開拓の実施 ・ 愛媛労働局及び各ハローワーク幹部職員を中心とした事業主団体・事業主に対する求人要請 ○ 新規大学等卒業予定者の就職支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛新卒応援ハローワークを中心とした大卒就職ジョブサポーター等による求人開拓の実施 ・ 大卒就職ジョブサポーターによる大学等のニーズに応じた大学等への出張相談等の実施 ○ 「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」、「既卒者育成支援奨励金」を活用した雇用機会の拡大 ○ 学校等の卒業者の応募機会確保等のための青少年雇用機会確保指針の周知及び事業主指導 ○ 愛媛新卒応援ハローワークにおける臨床心理士による心理的サポートの実施 ○ 就職面接会の開催（2月4日（金）13：00～16：00 西予市宇和文化会館）

※上記のうち、大卒等の数値は、愛媛労働局・ハローワークが独自に各大学等の協力により可能な範囲で把握した数字をとりまとめており、厚生労働省及び文部科学省が公表している抽出調査と直接比較できるものではありません。

平成23年3月新規学校卒業予定者の職業紹介状況（平成22年11月末現在）

【就職内定状況】

(単位：人)

愛媛労働局

項目 学校別	就職希望者数			就職内定の状況							内定率 (%)
				全数			うち県内			県内／全数 (%)	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
中 学	31	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0.0
前年同月	14	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0.0
増減比	121.4	320.0	11.1								0.0
高 校	2,476	1,421	1,055	1,785	1,076	709	1,367	750	617	76.6	72.1
前年同月	2,482	1,353	1,129	1,818	1,021	797	1,380	715	665	75.9	73.2
増減比	▲ 0.2	5.0	▲ 6.6	▲ 1.8	5.4	▲ 11.0	▲ 0.9	4.9	▲ 7.2	0.7	▲ 1.1
高 専	187	144	43	181	141	40	42	33	9	23.2	96.8
前年同月	230	196	34	212	182	30	43	34	9	20.3	92.2
増減比	▲ 18.7	▲ 26.5	26.5	▲ 14.6	▲ 22.5	33.3	▲ 2.3	▲ 2.9	0.0	2.9	4.6
短 大	594	71	523	190	15	175	145	14	131	76.3	32.0
前年同月	539	51	488	220	9	211	194	9	185	88.2	40.8
増減比	10.2	39.2	7.2	▲ 13.6	66.7	▲ 17.1	▲ 25.3	55.6	▲ 29.2	▲ 11.9	▲ 8.8
大 学	2,937	1,444	1,493	1,669	781	888	790	286	504	47.3	56.8
前年同月	2,899	1,477	1,422	1,656	833	823	807	322	485	48.7	57.1
増減比	1.3	▲ 2.2	5.0	0.8	▲ 6.2	7.9	▲ 2.1	▲ 11.2	3.9	▲ 1.4	▲ 0.3
大 学 等	3,718	1,659	2,059	2,040	937	1,103	977	333	644	47.9	54.9
前年同月	3,668	1,724	1,944	2,088	1,024	1,064	1,044	365	679	50.0	56.9
増減比	1.4	▲ 3.8	5.9	▲ 2.3	▲ 8.5	3.7	▲ 6.4	▲ 8.8	▲ 5.2	▲ 2.1	▲ 2.0
合 計	6,225	3,101	3,124	3,825	2,013	1,812	2,344	1,083	1,261	61.3	61.4
前年同月	6,164	3,082	3,082	3,906	2,045	1,861	2,424	1,080	1,344	62.1	63.4
増減比	1.0	0.6	1.4	▲ 2.1	▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 3.3	0.3	▲ 6.2	▲ 0.8	▲ 2.0

・「大学等」欄は、高専・短大・大学の合計であり「合計」欄の内数である。

平成23年3月新規学校卒業予定者の職業紹介状況（平成22年11月末現在）

【求人状況】

(単位：人)

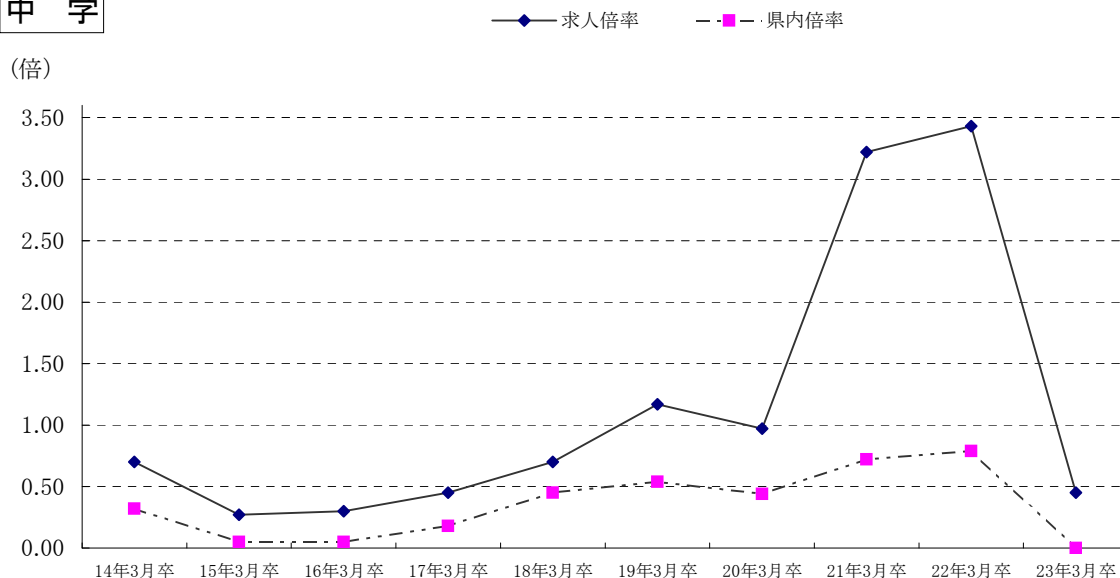
愛媛労働局

項目 学校別	就職希望者数			求 人 数			求人倍率	
	計	男	女	全 数	県内 求人数	県外 求人数	全数 (倍)	県内 (倍)
中 学	31	21	10	14	0	14	0.45	0.00
前年同月	14	5	9	48	11	37	3.43	0.79
増 減 比	121.4	320.0	11.1	▲ 70.8	-	▲ 62.2	▲ 2.98	▲ 0.79
高 校	2,476	1,421	1,055	10,956	2,147	8,809	4.42	0.87
前年同月	2,482	1,353	1,129	14,385	2,139	12,246	5.80	0.86
増 減 比	▲ 0.2	5.0	▲ 6.6	▲ 23.8	0.4	▲ 28.1	▲ 1.38	0.01

・「求人倍率」の「うち県内（倍）」は、就職希望者数に対する県内求人の倍率である。（県内求人数/就職希望者数＝県内求人倍率）

新規学校卒業者の求人倍率(全数・県内)の推移 【各年11月末現在】

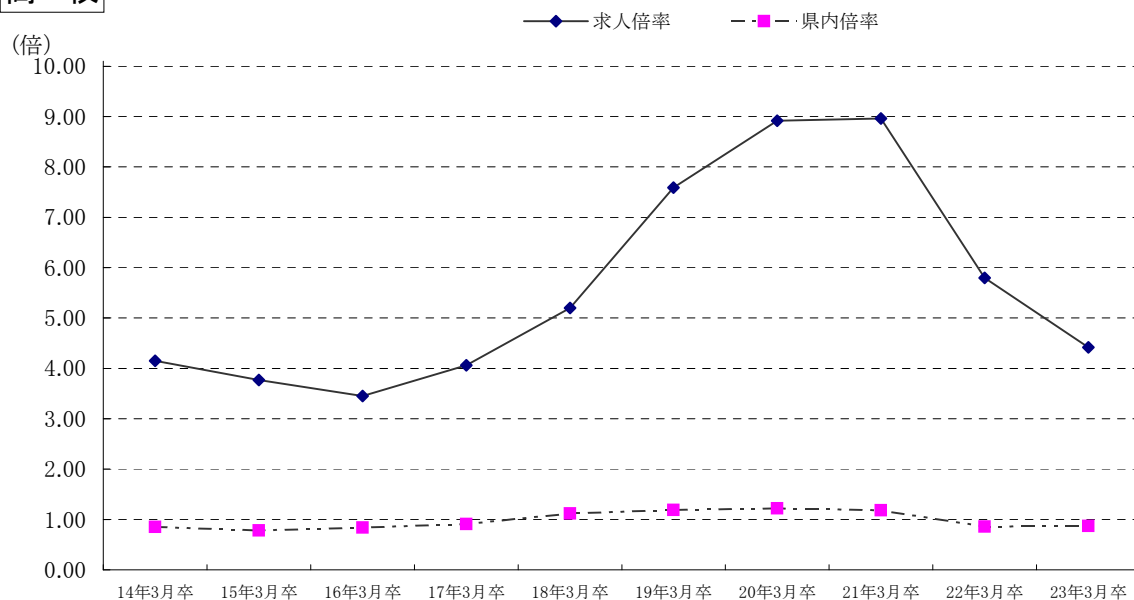
中学



卒業年	14年3月卒	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
求人倍率	0.70	0.27	0.30	0.45	0.70	1.17	0.97	3.22	3.43	0.45
県内倍率	0.32	0.05	0.05	0.18	0.45	0.54	0.44	0.72	0.79	0.00

※「県内倍率」は、就職希望者数に対する県内求人倍率である。(県内求人数/就職希望者数=県内求人倍率)

高校

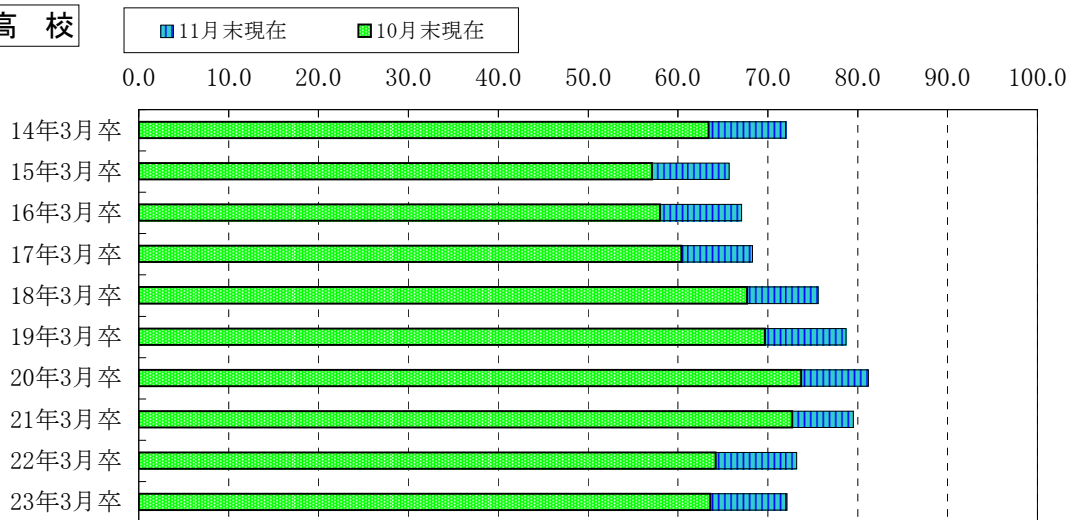


卒業年	14年3月卒	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
求人倍率	4.15	3.77	3.45	4.06	5.20	7.59	8.92	8.96	5.80	4.42
県内倍率	0.85	0.78	0.84	0.91	1.12	1.19	1.22	1.18	0.86	0.87

※「県内倍率」は、就職希望者数に対する県内求人倍率である。(県内求人数/就職希望者数=県内求人倍率)

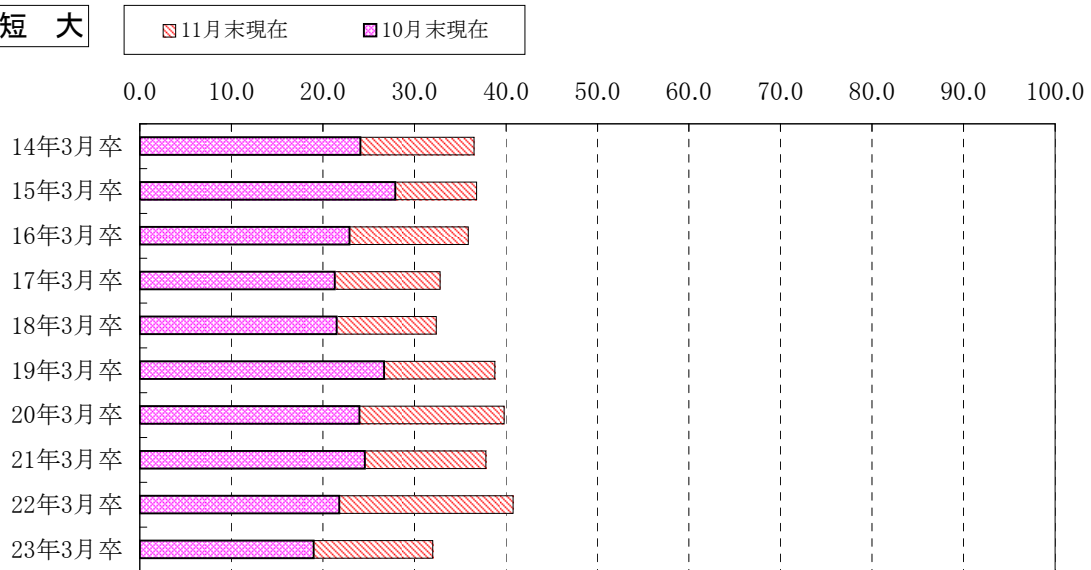
新規学校卒業者の就職決定(内定)率の推移【各年11月末現在】

高 校



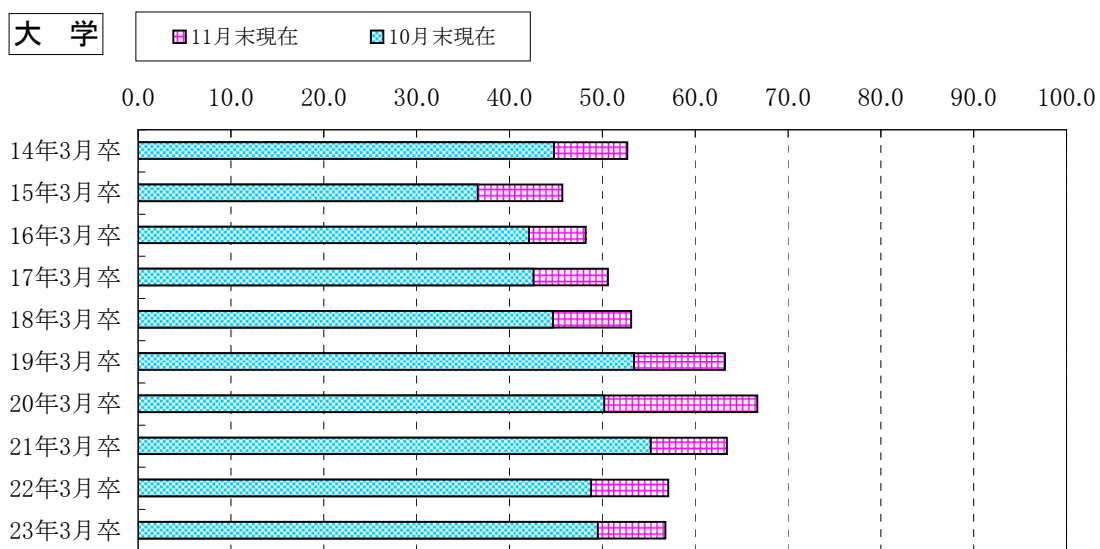
卒業年	14年3月卒	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
10月末現在	63.4	57.1	58.0	60.4	67.7	69.7	73.7	72.7	64.2	63.6
11月末現在	72.0	65.7	67.1	68.3	75.6	78.7	81.2	79.5	73.2	72.1

短 大



卒業年	14年3月卒	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
10月末現在	24.1	27.9	22.9	21.3	21.5	26.7	24.0	24.6	21.8	19.0
11月末現在	36.5	36.8	35.9	32.8	32.4	38.8	39.8	37.8	40.8	32.0

新規学校卒業者の就職決定(内定)率の推移【各年11月末現在】



卒業年	14年3月卒	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
10月末現在	44.8	36.6	42.1	42.6	44.7	53.4	50.2	55.2	48.8	49.5
11月末現在	52.7	45.7	48.2	50.6	53.1	63.2	66.7	63.4	57.1	56.8

就職活動中の在学生（卒業年次の方）や
卒業後3年以内の既卒者等の皆さまの
専門相談窓口



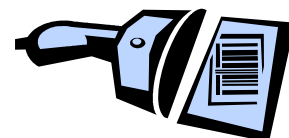
ひとりじゃないよ、
新卒応援ハローワークが
ついてるよ！！



愛媛新卒応援ハローワークのご案内

1

**まずは新卒応援ハローワークまたは最寄りの
ハローワークに就職登録に来てください。**



学校の求人情報や自分だけで就職活動をしていて、まだ一度もハローワークを利用したことがない方は、ぜひ一度気軽に足を運んでみてください。

愛媛新卒応援ハローワークの所在地は、松山市湊町3丁目4-6 松山銀天街ショッピングビルGET! 4階のハローワークプラザ松山内にあります。（裏面参照）

エスカレーターで4階まで上がった後、大卒等の方は向かって左側のジョブカフェ愛work内「学生職業相談コーナー」で、中・高卒の方は向かって右側のプラザ内「新規学卒コーナー」で、就職に関する相談はもちろんのこと、様々な支援を受けることができます。

厚生労働省が、卒業3年以内の既卒者の新卒扱いでの就職をバックアップするために開始した「新卒者就職実現プロジェクト」（裏面参照）をフルに活用しながら、求人開拓、きめ細かな個別支援、求人情報の提供などをワンストップで強力に実施します。



2

**ジョブサポーターが、一人一人の就職が決まるまで
とことん支援します。**

愛媛新卒応援ハローワークでは、高卒・大卒就職ジョブサポーターが担当者制により、就職内定または就職実現までとことん支援を行います。希望にあった適当な求人が見つからない場合は、個別に求人を開拓するなど、徹底した支援に取り組んでいます。

3

求人情報を定期的にお届けします。



求人情報の提供も、平成23年3月卒業予定者向けの新規学卒求人のみならず、既卒者でも応募可能な求人や一般向けの求人も含めて、全国ネットのハローワークの強みを活かした情報提供を行っています。（就職希望地が全国どの地域でも相談可能です。）

就職登録をされた方には、定期的に郵送で求人情報をお届けしています。

4

就活中の様々な悩みにも、専門家（臨床心理士）が相談に乗ります。

厳しい就職環境の中で、なかなか内定が得られないなど就職活動が思ったよううまくいかないと、いろいろな悩みも出てくると思います。そのため、心理的な悩みを相談できる専門の窓口を、毎週月・水・金曜日の14時から16時までの2時間、新卒応援ハローワークに開設しています。

予約相談も可能ですので、ぜひ気軽に相談してみてください。（裏面参照）

「新卒者就職実現プロジェクト」について

① 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用に向けて育成するために、まずは有期契約（原則3か月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主に奨励金（3か月の有期雇用期間は月額10万円、正規雇用での雇入れで50万円）を支給する制度です。

② 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な新規学卒求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークの紹介により卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇入れた事業主に奨励金（正規雇用での雇入れから6か月経過後に100万円、但し一事業所に1回限り）を支給する制度です。

※ いずれの奨励金も対象者は、40歳未満であること、平成20年3月以降の卒業で卒業後3年以内の既卒者であること、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がないこと、などの支給要件があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお尋ねください。

臨床心理士による相談コーナーについて



① 日時

毎週月・水・金曜日（祝日を除く。）14:00～16:00

一人当たりの1回の相談時間は1時間以内で、同一内容での相談は原則として3回まで

② 場所

愛媛新卒応援ハローワークの相談窓口もしくはハローワークプラザ松山の「相談室A」

その他、各地で開催される就職面接会等の会場でも相談を実施（時間の変更有り）します。

なお、就職面接会の開催日程等については、新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

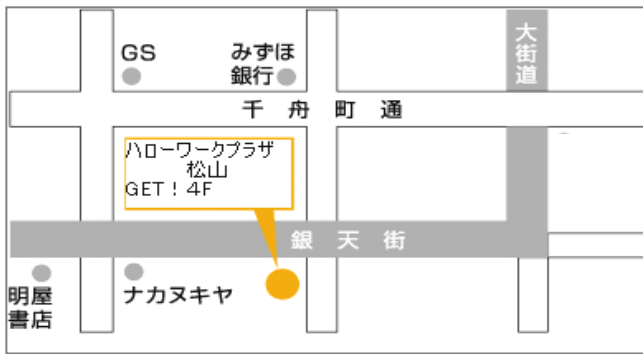
③ 予約

窓口直接申し出ていただくか、電話番号089-913-7403に電話をかけて、できるだけ事前に予約をしてください。

※ 人数や時間に限りがあるので、希望に添えない場合があります。

県内の各ハローワークの所在地について

■ 愛媛新卒応援ハローワーク【月～金 8:30～19:00、土 10:00～17:00、日・祝・年末年始休み】



〒790-0012

松山市湊町3丁目4-6

松山銀天街ショッピングビルGET!4階

ハローワークプラザ松山内

電話（大卒等） 089-913-7416

（中・高卒） 089-913-7403

FAX（大卒等） 089-913-7422

（中・高卒） 089-913-7418

アクセス：松山市駅から徒歩約10分

専用の駐車場はありません。

■ ハローワーク松山	〒791-8522	松山市六軒家町3-27	電話 089-917-8609
■ ハローワーク今治	〒794-0043	今治市南宝来町2-1-6	電話 0898-32-5020
■ ハローワーク八幡浜	〒796-0010	八幡浜市松柏丙838-1	電話 0894-22-4033
■ ハローワーク宇和島	〒798-0036	宇和島市天神町4-7	電話 0895-22-8609
■ ハローワーク新居浜	〒792-0025	新居浜市一宮町1-14-16	電話 0897-34-7100
■ ハローワーク西条	〒793-0030	西条市大町受315-4	電話 0897-56-3015
■ ハローワーク四国中央	〒799-0405	四国中央市三島中央1-16-72	電話 0896-24-5770
■ ハローワーク大洲	〒795-0054	大洲市中村長畑210-6	電話 0893-24-3191

※ 県外のハローワークの所在地は、最寄りのハローワークにお尋ねください。



ハローワーク松山・愛媛新卒応援ハローワーク

募集・採用に当たって

事業主の
皆さまへ3年以内既卒者は
新卒枠で応募受付を!!

「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

新卒者の就職環境は、大変厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「**青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針**」※に、**新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。**

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業生についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業生が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする**こと。また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

※ この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです。本指針に沿って、**学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、若者の雇用機会の拡大にご協力をお願いいたします。**

(改正の詳細内容など、詳細は次ページ以降をご覧ください)

既卒者を採用する企業を支援する奨励金を創設しました

▶**3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金** →大学等を卒業後3年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから**6ヵ月経過後に100万円支給**します。

▶**3年以内既卒者トライアル雇用奨励金** →中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

・有期雇用期間(原則3ヵ月):対象者1人につき**月10万円**

・有期雇用終了後の正規雇用から**3ヵ月経過後に50万円**

※ あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。ご利用に当たっては、事前にハローワークへご相談ください。



[主な改正点]

改正 その1

新卒者の採用枠に、学校等を卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすることが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、**学校等の卒業時期等**にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるように募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする**こと。

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

改正 その2

若者がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発・向上を図る場合に、安定した職業に就く機会を提供することが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

四 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。

ジョブ・カード制度の詳しい情報はこちらをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouyoku/job_card01/index.html)

改正 その3

若者が職業能力の開発・向上についての目標を定めるために、本人の希望に応じて必要な情報提供や相談機会の確保などを行うこと、またその際に、職業能力評価基準等を活用することが追加されました。

【事業主が定着促進のために講ずべき措置】

二 実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

(三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。

職業能力評価基準の詳しい情報はこちらをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html>)

■ 雇用対策法(昭和41年法律第132号)

第7条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第九条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

青少年の雇用機会の確保等に関して 事業主が適切に対処するための指針

1 趣旨

(平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号)

この指針は、雇用対策法第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、事業主が青少年の有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

2 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正當な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

一 ミスマッチ防止の観点から、募集及び採用の時点において、業務内容、勤務条件、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

三 学校等の新規卒業予定者等の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋期採用の導入等を積極的に検討すること。

四 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。

なお、青少年の募集に当たっては、企業の求める人材像や採用選考に当たって重視する点等を明示し、いわゆるフリーター等についても、その有する適性や能力等を正當に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、ボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って判断することが望ましい。

また、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うものとする。採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び内定の取消し事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

さらに、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。また、やむを得ない事情により採用内定取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、これらの者からの補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。

3 事業主が定着促進のために講ずべき措置

一 雇用管理の改善に係る措置

事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場への定着を図る観点から、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(一) 青少年が、採用後の職場の実態と入社前の情報に格差を感じることをないよう、業務内容、勤務条件、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

(二) 意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、期間を定めて雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用の可能性が与えられるような仕組みを検討すること。

二 実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一) OJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)及びOFF-JT(業務の遂行の過程外において行う職業訓練)を計画的に実施すること。

(二) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施すること。

(三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。